

文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会（BARD）規約

（目 的）

第1条 この規約は、平時はアマチュア無線を通じて会員相互の親睦と無線技術の向上を図ると共に、非常時は電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害が発生し又は発生するおそれがある場合の文京区が実施する防災活動に必要な非常通信について協力するために設置する、文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会（略称「BARD」、以下「クラブ」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（業 務）

第2条 クラブは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 広く一般に対するアマチュア無線の啓蒙活動とクラブの周知
- (2) 災害時の無線通信による災害情報の収集及び伝達
- (3) 防災訓練に伴う通信訓練（区役所および関連施設における無線局の設置及び運用に関する活動を含む）
- (4) 区との定期的な連絡会議
- (5) 区が開設する災害FM放送およびその告知のための臨時災害FM放送の技術支援
- (6) 災害時にも安定した区内の情報交換を可能とする区内の無線中継基地局の維持管理
- (7) その他クラブの目的を達成するため、必要と認められる事項

（会 員）

第3条 連絡会の会員は、区内居住及び在勤の者又は文京区役所に勤務する職員で、かつ、電波法（昭和25年法律第131号）第40条に規定する無線従事者の資格を有するもの又はアマチュア無線技術に興味を有する者で、本規約の趣旨に賛同しアマチュア無線業務に可能な範囲で協力できるものとする。

2項 クラブに入会しようとするものは区役所を通じて会長に申請し、会長が資格の有無や動機を審査し、適当とみとめるときは入会を許可する。

3項 会員であった者が、住居または勤務地の変更により会員資格を失った場合でも、本人の希望があり、会長の承認した者は、そのまま在籍することを認める。

（役 員）

第4条 連絡会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1 名 乃至 2 名
- (5) 監 査 1 名 乃至 2 名

2項 会長は、互選により選出したものをもって充てる。

3項 副会長以下の役員は、会長が任命する。

(役員の職務)

第5条 会長は、会務を掌理し連絡会を代表する。

2項 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3項 幹事は、連絡会役員として必要な業務を行う。

4項 会計は、連絡会の金銭出納管理を行う。

5項 監査は、連絡会の業務が正しく行われておることを監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし役員が欠けた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。

(組 織)

第7条 クラブは文京区役所基地局（以下「区基地局」という。）及び個人局をもって組織する。

2項 区基地局は、社团局とし、J R 1 Z E Fのコールサインを主に用いる。

3項 災害時に区基地局は、個人局から伝達された情報を整理し、区災害対策本部に送り、区災害対策本部からの指令を各個人局に送る。また個人局は、身近な範囲の情報を収集し、区基地局に送る。

(会 議)

第8条 クラブの会議は、総会、役員会及びその他必要な会議とし、会長が召集しその議長となる。

2項 会議の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3項 総会は毎年1回、原則として1月に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催する。

(事務局)

第9条 クラブの事務局は、文京区総務部防災危機管理課に置く。

(規約の破棄)

第10条 この規約は、役員会において改廃できるものとし、次の総会に報告するものとする。

付 則

この会の規約は、令和7年9月1日より施行する。